

○地方独立行政法人くまもと県北病院役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人くまもと県北病院(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 身 分)

第2条 法人の役員は、理事長及び副理事長は常勤とし、理事は常勤又は非常勤とし、監事は非常勤とする。

(役員 の 報 酬)

第3条 役員 の 報 酬 は、常勤の役員については給料、通勤手当及び業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人くまもと県北病院職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける常勤の職員が役員を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

(支 給 日)

第4条 報酬の支給日は、職員給与規程に規定する支給日の例による。ただし、第9条に規定する日額の報酬の支給については、月末締め、翌月の報酬の支給日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は、前項の支給日を変更することができる。

(給 料 月 額)

第5条 常勤の役員 の 給 料 月 額 は、次 の と お り と す る 。

- (1) 理事長 月額 800,000 円
- (2) 副理事長 月額 630,000 円
- (3) 理事 月額 500,000 円以内で理事長が定める額

(通 勤 手 当)

第6条 通勤手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 前項の通勤手当の額及びその支給方法は、職員給与規程に規定する通勤手当及び支給方法の例による。

(業 績 手 当)

第7条 業績手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する常勤の役員に支給する。基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 業績手当の額は、基準日現在において常勤の役員が受けるべき業績手当基礎額に 6 月に支給する場合においては 2.25 月分を、12 月に支給する場合においては 2.25 月分を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 6 箇月 | 100 分の 100 |
| (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 | 100 分の 80 |
| (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 | 100 分の 60 |
| (4) 3 箇月未満 | 100 分の 30 |

3 前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき給料月額とする。

4 業績手当の増額又は減額は、業績評価の結果等を受けて行う職員給与規程の例による。

(役員が医師を兼ねる場合の加算)

第 8 条 常勤の役員が法人の医師を兼ねて、診療に従事する場合は、医師診療手当、管理職手当を支給するものとし、その額及び支給方法は、職員給与規程及び地方独立行政法人くまもと県北病院医師診療手当支給規則（令和 6 年 3 月 25 日規則第 14 号）の例による。

(非常勤役員手当)

第 9 条 非常勤役員手当は、日額 30,000 円とする。

(旅費)

第 10 条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日制定)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 24 日制定)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 12 月に業績手当の支給を受け、令和 4 年 6 月に業績手当の支給を受ける職員は第 7 条第 2 項は 2 月分とする。

附 則 （令和 6 年 3 月 25 日制定）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。